

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 決算利益と所得金額が違う理由

Q : 税金を計算する場合の所得金額と、会社の決算利益とは違うのですか？

A : 会社の決算利益は、商法の規定に基づくものであり、申告所得は、税法に基づくものですから、これらは必ずしも一致しません。

【解説】

税法に基づく申告所得は、税金を計算するためのもので、会社の決算利益に申告調整という作業を加えて求めます。

申告調整とは、法人税の申告書別表四上で行われるもので、①法人の意思にかかわらず、必ず申告書上で調整しなければならないものと、②決算では特別の経理を必要としないが、申告書に適用を受ける旨の記載がなければ認められないというものの2種類あり、それぞれ、加算するもの、減算するものがあります。

①には、「『交際費』や『寄付金』の損金算入限度額を超える部分の損金不算入」や「減価償却の償却超過額の損金不算入」、「損金の額に算入した法人税や住民税の損金不算入」などの調整があり、これをしないと更正されることとなります。

また、②には、「受取配当等の益金不算入」や「納税充当金から支出した事業税等の損金算入」、「繰越欠損金の損金算入」、「所得税額及び外国税額の税額控除」などの調整があります。

①は、必須申告調整事項ですから、必ず調整しなければなりません。②は任意申告調整事項ですから会社が調整しなければ適用がありません。

